

■目次

- [ジーニアスノートと知的財産権の保護](#)
- [入会・登録手続、お知らせについて](#)
- [使用できるPCの環境と必要なソフトウェア](#)
- [契約、料金体系、支払い方法](#)
- [ジーニアスノートの安全性、優位性](#)
- [ジーニアスノートシステム全般およびタイムスタンプについて：](#)
- [使い方に関して](#)
- [あなたの権利が侵害された場合](#)
- [退会](#)

■ジーニアスノートと知的財産権の保護：

Q. ジーニアスノートは、知的財産権（先使用权、著作権、営業秘密など）の保護にどのように役立ちますか？

A. 先使用权：

発明をした時から、事業の準備、事業化までの経過を、時系列で、ジーニアスノートでタイムスタンプを押すことで、発明とその実施を証明できるので、他人が後で特許権を取得しても、自分の事業を継続できます。

ジーニアスノートでは、原本ファイルとタイムスタンプを紐づけて「存在事実証明書」として一体化して管理します。INPITのタイムスタンプ保管サービスにも対応していますので、先使用权の立証に必要な証拠を、必要な期間（特許権の存続期間は出願から20年なので、場合によっては20年以上）にわたって保管するのに適しています。

参考：特許庁のサイト「先使用权について」

(<https://www.jpo.go.jp/seido/tokkyo/seido/senshiyou/>)

先使用权を立証するための資料の証拠力を高める手法としてタイムスタンプが紹介されています。

参考：INPITのタイムスタンプ保管サービスについて

(<https://faq.inpit.go.jp/tradeseecret/ts/>)

著作権:

絵、写真、音楽、コンピュータプログラムなどを、創作過程から完成までを時系列に、ジーニアスノートでタイムスタンプを押すことによって、あなたが創作者として著作権を持っていることを証明できます。

参考: 文化庁のサイト「著作権」(<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/>)

営業秘密:

営業上の新しい企画、ノウハウ等の営業秘密をジーニアスノートに登録するだけで、マル秘マークを付けるのと同じ効果があります。

参考: 経済産業省のサイト「営業秘密 ～営業秘密を守り活用する～」(<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html>)

先発明権, ラボノートについては、後述。

■入会・登録手続、お知らせについて:

Q1. ジーニアスノートの会員になるにはどうしたらよいのですか？

A1. 新規会員登録の手順は [こちら](http://www.geniusnote.com/pdf/shinkitoroku.pdf)

(<http://www.geniusnote.com/pdf/shinkitoroku.pdf>) をご覧ください。

Q2. 利用している担当者が変わった場合はどうするのでしょうか？

A2. メインユーザについては、「アカウント」→「登録情報の変更」で変更ができます。なお、メインユーザの登録メールアドレスの変更ができません。変更される場合は、その旨ご連絡をいただくとともに新規登録が必要となります。またサブユーザについては、「サブユーザ設定」から変更ができます。

Q3. ジーニアスノート事務局からのお知らせは、どこで確認したらよいですか？

A3. 登録会員全員に関わるお知らせは、Genius Note のマイページトップで表示します。会員個人に関する個人的なお知らせは、全てメールの送信で行います。

本人確認についてはこちら。

試用(お試し登録)についてはこちら。

■使用できる PC の環境と必要なソフトウェア:

Q. 使用できる PC の環境と必要なソフトウェアを教えてください。

A. 2017 年 4 月にリリースした GeniusNote Pro は、Web サイト (<https://www.geniusnote-pro.com/>) になっております。一般的な Web ブラウザーがあればご利用できます。

現在、動作確認できている Web ブラウザーは、下記の通りです。

推奨ブラウザ: Internet Explorer 11.0 / Edge 最新版 / Safari 最新版 / Chrome 最新版

その他に、ジーニアスノートが発行した存在事実証明書(PDF) の内容を確認するために、Adobe Reader が必要です。

■契約、料金体系、支払い方法:

Q1. 契約、料金体系、支払い方法を教えてください。

A1. このジーニアスノートサイトの Footnote「特定商取引法」をクリックしてください。最新のものが表示されています。

Q2. 利用申し込みをキャンセルしたい場合は、クーリング・オフは適用されますか？

A2. クーリング・オフが適用されます。

■ジーニアスノートの安全性、優位性:

Q1. ジーニアスノートの安全性はどこにあるのでしょうか？

A1. 下記の通りです。

①総務省外郭団体の「タイムビジネス信頼・安心認定制度」に準拠したタイムスタンプを使用

- ・ 認証局 ----- セコムトラストシステムズ株式会社
- ・ タイムスタンプ ----- アマノビジネスソリューションズ株式会社

②サーバーは大手プロバイダー

③SSL暗号化送信

④ファイルは押印後、サーバーから自動消去するなどして、安全性を確保しています。

Q2. 他社の同じサービスと比較して、ジーニアスノートシステムの優位性は何ですか？

A2. 下記の通りです。

- ①PDFの存在事実証明書を無料で、タイムスタンプ押印時に即時発行
- ②タイムスタンプが押された全体数、ユーザごとのスタンプ数を統計的に把握
- ③スタンプされた情報にタグ付けして技術分類等に対応
- ④INPIT「タイムスタンプ保管サービス」のデータを取り込んで一括管理
- ⑤サブIDの設定が可能

その他、弁理士向けの機能も用意しています。

■ジーニアスノートシステム全般およびタイムスタンプについて:

Q. 電子データだけを保存しておいた場合との違いは何ですか？

A. ジーニアスノートを使って電子タイムスタンプを押すと、電子データの問題点（①いつ作られたか判別できない ②誰が作成したのか判別できない ③改ざんが容易）を解決し、「いつ存在していた情報か、改ざんされていない真正な情報か」を証明することができます。

Q. ジーニアスノートと他社タイムスタンプシステムとの違い

A. 従来のタイムスタンプの弱点3つを、ジーニアスノートでは解決しています。

Q ①「ハッシュ値の改ざんの恐れ」について、ジーニアスノートではなぜ改ざんしにくいのですか。

A. 原本ファイル、ハッシュ値、証明書を一体化して、PDF化するため。
(他社のタイムスタンプはそれぞれが個別に存在するため、改ざんが容易で管理が大変です。またそれぞれのファイルが関連していることを証明することが難しい場合があり、証明力が低下する恐れがあります。)

Q ②「原本ファイルの直接証明ができない」とは？

A. 他社のタイムスタンプでは、原本と証明書の関連付けがすべて提供業者のサーバに依存しています。ジーニアスノートでは、存在事実証明書のファイルの中に原本ファイルが格納されているので、証明書ファイルから直接この原本ファイルを見ることができ、証明書と原本ファイルとの関連付けも明確です(弊社特許技術)。

Q ③ジーニアスノートは直接証明が可能とは

A. ジーニアスノートでは、原本ファイル、ハッシュ値、証明書を一体化することにより、証明書ファイルから格納されている原本ファイルを開いて直接確認することができます。

Q. TSA 証明書とは何ですか。

A. TSA 証明書とは、タイムスタンプ局用の電子証明書で、タイムスタンプを誰が発行したかを証明するためのものです。

TSA 証明書は、ルート認証局により発行されます。

ジーニアスノートでは、タイムスタンプは、アマノビジネスソリューションズ株式会社(旧アマノタイムビジネス株式会社、以下「アマノ」)が発行しており、そのアマノという会社がその当時存在していたことをセコムトラストシステムズが証明しており、その証明書が TSA 証明書になっています。

Q. タイムスタンプには10年間の有効期限があるときいたが大丈夫ですか？

A. タイムスタンプのデータとしては、ファイルのハッシュ値データとTSA証明書が含まれております。TSA証明書(タイムスタンプ局証明書)とはどのタイムスタンプ局がタイムスタンプを発行したかを証明する証明書データです。タイムスタンプに有効期限があるというのは、このTSA証明書の有効期限が最大11年間となっており、この証明書を再取得することで有効期間を延長できます。

もともと、証明対象となった原本ファイルのハッシュ値自体は有効期限がございません。従って、たとえT S A証明書の有効期限を超えた場合でも、認証ソフトによってその原本が改ざんされていないことは証明できます。

ジーニアスノートシステムでは、タイムスタンプ局(タイムスタンプの発行元)はアマノビジネスソリューションズ株式会社であり、セコムトラストシステムズ株式会社がアマノビジネスソリューションズ株式会社に対して証明書を発行しております。

(ジーニアスノートの「楽々登録ソフト」には更新通知機能が搭載されております。「設定」→「再登録期間変更」により更新通知のタイミングを選択することもできます。)

Q. 証明書(PDF)ファイルはどのようにしたら改ざんできるのですか?

A. Adobe Acrobat™などのPDF作成ソフトウェアを使用することで改ざんできます。証明書(PDF)が改ざんされると左上のタイムスタンプマークのところに×マークが表示され、改ざんがされたことが表示されます。

Q. タイムスタンプの仕組みで、取引先とのメールのトラブル(受信した、しない)を回避する方法はありますか

A. 直接メールを自動登録する仕組みはありませんが、メールアドレスを原本としてご自身で登録していただくことは可能です。

Q. ジーニアスノートを利用した営業秘密の保護とは

A. 営業秘密を明示(対象にタイムスタンプを押印)→教育(ジーニアスノート導入時に実施)→運用(ファイルの暗号化、IDごとの閲覧の履歴が自動で残る)により営業秘密の保護が可能。

■使い方に関して:

Q1. どのような書類にタイムスタンプを押せばよいのですか?

A1. アイデア、企画、研究成果、取引書類、論文の原稿などの文書、デザインの図面、写真、音声データなど、知的財産として保護したい大切な書類に押してください。

Q2. タイムスタンプが押せるファイルの大きさに制限はありますか?

株式会社ジーニアスノート

A2. お客様のネットワーク環境等によりますが、推奨としては10メガバイトまでとなっています。

Q3. タイムスタンプが押せるファイルの形式は決まっていますか？

A3. ファイルの形式は特に制限はございません。テキスト、画像、音声ファイルであってもご利用できます。

Q4. ファイルを登録しようとした時、画面に次のようなメッセージが出てきました。どうしたらいいのでしょうか？「セキュリティ保護のため、このサイトによる、このコンピュータへのファイルのダウンロードが Internet Explorer によりブロックされました。オプションを表示するには、ここをクリックしてください」

A4. ブラウザーのセキュリティ機能が働いているためにこのような表示が出るのです。その画面に表示されている「ダウンロード」ボタンをクリックしていただければ、存在事実証明書をダウンロードできます。
また別な方法として、表示されているメッセージをクリックして頂き、「ファイルをダウンロード」を選択して、存在事実証明書をダウンロードすることもできます。ファイルをダウンロードした時に、「このファイルを開くか、保存しますか？」というメッセージが表示されますので、**必ず「保存」ボタンを押して、保存してください。**

Q5. 存在事実証明書はどのように保存しておいたらよいのでしょうか？

A5. ご自分のパソコンに所定のホルダーを作って、必ず保存してください。

Q6. 存在事実証明書ファイルをダウンロードした後、保存し忘れたのですが、どうしたらいいのでしょうか？

A6. ジーニアスノートシステムではセキュリティ保護のため、存在事実証明書および原本ファイルは当社サーバーには保存しない仕組みになっています。従って、お手数ですが、再度登録をお願いします。

Q7. 原本ファイルは存在事実証明書のどこにありますか？

A7. 存在事実証明書ファイルの左側の「クリップ」のマークをクリックすると、PDF ファイルに格納されている原本ファイルを見ることができます。

Q8. ジーニアスノートが発行した存在事実証明書に記載されている時刻とタイムスタンプの時刻に、「ずれ」はないですか？

A8. ジーニアスノートが存在事実証明書を発行してから、原本ファイルを含めてタイムスタンプを押す仕組みですので、若干「秒」単位では「ずれ」が生じる場合がございます。しかし証明力には問題ありませんので、安心してお使いください。

Q9. 存在事実証明書に表示されている元ファイル名が長い場合、-----となって完全に表示されないのは何ゆえですか

A9. 存在事実証明書に表示される元ファイル名は、半角25文字以上、全角20文字以上は表示できません。しかし、存在事実証明書に格納（添付）されている元ファイル自体は、完全な表現でもって保存されていますので、ご安心ください。

■ジーニアスノートのシステム・技術について:

Q1. ジーニアスノートサーバーをお客様の社内に設置できますか。

できない場合は、そのメリットをご教示下さい。

((株)日本電子公証機構のシステムの場合は自社内設置とのことです。)

A1. 結論から申しますと可能です。

貴社内に設置する場合一番問題となるのは発行した証明書の証明力です。自社のサーバーで自社の証明書を発行する仕組みでは、自作自演的で証明力が低下してしまいます。弊社では、牧野弁護士のご指導のもと、弊社のサーバーをお貸しする形で貴社内にサーバーを置くことができます。この場合は、お貸ししたサーバーの設定等はあくまで弊社側で管理することで、発行する証明書の証明力が高くなります。またこの場合には、社外に原本を送信する必要がなくなり、ハッシュ値のみが社外に出る仕組みとなります。その場合の費用等は、貴社システムのシステム構成等に依存しますので、別途御見積りとなります。

Q2. 原本データはジーニアスノートサーバーから完全に削除されるとのことですが、裏付けはありますか。

- A2. ジーニアスノートのシステム設計として、登録後に削除するようになっております。10分後にはジーニアスノートサーバーから削除し、以降ダウンロードできないようになっております。
- Q3. 他社（例えば（株）日本電子公証機構）のデータ管理方法とジーニアスノートのデータ管理方法の違いはありますか。
- A3. (株)日本電子公証機構のものでは、証明の基本となる「ハッシュ値」を電子公証のサーバーで管理しています。この点ジーニアスノートではPDF証明書内でこのハッシュ値も格納しております。また日本電子公証では証明書（有効期間1年）を有料（12000円）で発行しますが、ジーニアスノートでは最初に無料で証明書を発行します。
- Q4. ジーニアスノートのサーバーはどこにありますか、どうやってファイルを保存していますか。
- A4. サーバーの所在は大手データセンタにあり、それ以上はセキュリティ上の問題がございますのでお答えできません。
- Q5. ネットワークフォルダにいれたもの全てにタイムスタンプを押すようにできますか
- A5. フォルダ単位でのタイムスタンプ押印はできません。ファイル単位で押しただくこととなります。
- Q6. 今使っている特許システムと連動することはできますか
- A6. APIをご提供するなどして、個別のシステム開発をさせていただくことで、連動は可能だと思います。
- Q7. ジーニアスノートのセキュリティ設定について教えてください。
- A7. 貴社PCからジーニアスノートサーバーへのファイル転送にはSSLを使用しております。また楽々登録ソフトでの貴社PCへのファイルの保存にはZIPアルゴリズムを利用して、ファイルを貴社PC内に保存するようしております。
- Q8. ジーニアスノートは1週間使わないとロックがかかるということですが、設定を変えることはできますか。
- A8. 「1週間使わないとロックがかかる」といった機能はございません。

Q9. サーバー上でファイル管理をする場合、書き出し先の設定をすることは可能でしょうか。

その場合、何か制限などはあるでしょうか。

A9. 楽々登録ソフトで登録された存在事実証明書を貴社内のファイルサーバにもアップすることは可能です。ご自分でされる場合は存在事実証明書のファイルをそのままファイルサーバへアップしてください。自動化する場合にはシステム環境が異なるため、個別にご相談をお受けいたします。

Q10. PAdES(PDF 長期署名、PDF Advanced Electronic Signatures)方式

PAdES は、ヨーロッパで標準化されている長期署名のタイムスタンプの埋め込み方法ときいていますが、御社は採用されていますか。アマノに問い合わせしたところ、採用している業者を複数紹介されました。TSA 方式は有効期限があり、10 年ごとに更新しなければいけないと聞いているので、PAdES 方式を採用されていれば、10 年ごとに更新をしなくても済むのではないのでしょうか。

A10. 現在使用しているアマノのソフトウェアを利用しても対応しております。

Q11. 弊社でのジーニアスノート利用開始から現在までのタイムスタンプ押印の履歴情報を CSV 形式でダウンロードすることは可能ですか？

A11. ジーニアスノートの新しいバージョン (INPIT 対応の Geniusnote Pro) では、Web 上から任意の期間の履歴データを CSV データで取得できるようにしております。

■あなたの権利が侵害された場合：

Q1. 自分の権利が侵害された時には、どうすればいいですか？

A1. すぐに、ジーニアスノート事務局にご相談ください。権利が侵害された時には、裁判も辞さないという強い意志を持つ専門家チームと共に、敢然と行動します。

ご相談先： TEL:03-5464-5185 /E-mail:office@geniusnote.com

Q2. 万一、裁判となった場合は、どの様に存在事実証明書を使えばよいのですか？

A2. 存在事実証明書を裁判所にご提出頂くこととなります。弊社はお客様の権利が侵害された時には、お客様の立場に立って、専門家チームと一緒に戦います。

証明書の証拠力・裁判所への証拠提出方法については、こちら。

■中国関連:

中国タイムスタンプ関連のQ&Aはこちら。

■以前のジーニアスノートについて:

2017年3月以前にジーニアスノートの付属ソフトウェアとして提供していた楽々登録ソフトについては、こちら。

■タイムスタンプ検証ソフトについて:

タイムスタンプ検証ソフトについてはこちら。

■退会:

Q1. 退会方法について教えてください。

A1. ジーニアスノート Pro 画面左側の「お問い合わせ」ボタンをクリックし、お問い合わせ内容として、退会を希望する旨を入力して、送信して、退会届のフォーマットを要求してください。退会届のフォームが届きましたら、所定事項をご記入のうえ、郵送にてご返信いただきますようお願いいたします。

住所:150-0002 東京渋谷区渋谷 1-17-8 松岡渋谷ビル3F
株式会社ジーニアスノート (ジーニアスノート事務局) 宛

ジーニアスノートFAQ —— タイムスタンプ検証ソフト

Q1. タイムスタンプを検証するにはどうしたらよいのですか？

タイムスタンプ検証ソフトを使うためには、どの様な PC の環境が必要ですか？

A1. アマノビジネスソリューションズ株式会社のタイムスタンプ検証ツールを無償でご利用いただけます。詳しくは、こちらをご覧ください。

<https://www.e-timing.ne.jp/product/timestamp/download/evidence-verifier/>

また有料となりますが、当サイトでも証明書が正しいものであることを検証し、捺印の上文書で発行することで検証が必要なお手伝いをいたします。詳しくはジーニアスノート事務局までご連絡ください。

TEL:03-5464-5185 E-mail:office@geniusnote.com

ジーニアスノートFAQ —— 試用（お試し登録）について

Q1. 本格導入前に「試用」してみたいのですが、できますか？

A1. 無料のお試し登録が可能です。お試し登録の手順はこちら。

<http://www.geniusnote.com/pdf/otameshitoroku.pdf>

Q2. 会社内で複数（異なる部門・拠点）の「試用」を行ってもよろしいでしょうか？

A2. 試用ですが、「本登録」でお申込みされた場合と同様に、メインID 1個とサブID 3個がお使いいただけますので、その範囲内であれば使用することは問題ございません。

Q3. 「試用」する場合、どの位の件数・期間が可能でしょうか？

A3. 2週間で日本のスタンプのみ 50 件程度を予定しております。それ以上ご希望でしたら、ご連絡ください。

Q4. 「試用」でなく、本契約を行った場合についてですが、年間 1000 件を超えた場合追加費用はどの程度必要になるのでしょうか？

A4. 1001 個目からはパンフレットにも記載しておりますように 1 スタンプ 100 円となります。あらかじめ 1500 スタンプ、2000 スタンプなどでご契約いただくことも可能です。その場合はお申し付けください。

Q1. 裁判での公証の代わりにになりますか？

A1. 裁判では、証拠の「原本性」が求められます。そのため、紙で書かれた書面を証明したい場合は、「公証」での保存が必要となります。一方、Webページやそのデジタルデータの原本ファイルについては、それ自体が原本ですので、これらについてはタイムスタンプを押していただくことで原本性の要件も満たすことができます。なお、紙で作成された書面をスキャナーで読み取ったものについては、もともとの紙の書類はそのまま保管して、スキャナーで読み取ったデータにタイムスタンプを付しておくことで、両者を比較することで改変がされていないことを事実上証明することは可能と考えますが、これに関する判例は現状ではありません。

Q2. 公証人役場の代わりとして使用し、認められた判例がありますか

A2. Webページに掲載されていた内容を証明した事件としては、利龍湖事件と著作権事件があります。詳しくはジェトロ「中国における先使用権の確保に関する調査報告書」（2011年5月）「第2章タイムスタンプ」をご参照ください。

Q3. 裁判における原本性で、タイムスタンプを押したデジタルデータは、図面に公証を受けたものの代わりにになりますか。

A3. 紙で書かれた図面を証明したい場合は、「公証」での保存が必要となります。一方、デジタルデータの図面ファイルについては、それ自体が原本ですので、これらについてはタイムスタンプを押していただくことで原本性の要件も満たすことができます。

Q4. 裁判の際、ファイルのタイムスタンプの日付はどのように証明するのか。
(証拠の提出方法。)

A4. 裁判の際は、証拠の提出はまず書面（書証として）で提出しなければなりません。民事訴訟法第231条に基づき、存在事実証明書と原本ファイルをそれぞれプリントアウトして提出することになります。（先使用権ガイドライン参照）

また、I N P I Tに登録された場合には、その証明書を提出します。

これらの証拠に対し、裁判の相手方より、当方の主張を覆す反論・反証が提出されない限り、ファイルの真正が証明されることになります。

万一、上記の書証によってもファイルの真正についての十分な証明がなされたとの心証を裁判所が得なかった場合、民事訴訟法212条以下の「鑑定」手続きによって真正を立証することになります。この場合、裁判所が選任した鑑定人が、PC内に保存されているファイルを実際に確認することなどによって真正を確認することになります。

Q5. 裁判所又は相手方が準備したPCで証明検証する場合、その時点でソフトが提供されていなかったらどうするのですか。

A5. 検証ソフト自体はアマノビジネスソリューションズ株式会社（以下、アマノ）の製品で、アマノが無償配布を行っております。

したがって、アマノがサービスを継続している限りは、いつでも、どなたでもお使いいただけます。

しかし、万一、アマノが倒産等によりタイムスタンプサービスを中止した場合には検証ソフトを入手できなくなります。アマノの利用規定では、サービス終了4ヶ月前にその旨の通知がユーザーに来ることになっています。

万一そのような場合には、弊社がアマノから取得しているソフトをご提供することもできます。また、お客様がわでもソフトを複数保存しておいて頂くことが望まれます。

アマノのサービスが終了した場合でも、一旦入手された検証ソフトで証明書ファイルのハッシュ値の比較検証はできますので、存在事実証明書が改ざんされていないことを証明できます。

ジーニアスノートが発行する原本ファイルと一体となった存在事実証明書を保存しておけば、アマノ等の製品や他社のサーバーに依存することなく、存在事実証明書の有効性が実証できる、この仕組みこそが当社の特許であり、優位を持つ仕組みなのです。

Q6. Genius Note フォルダー内にある gnz ファイルを選択してCD-ROMなどのメディアにコピーして持っていく、裁判所又は相手方PCにインポートすれば簡単に証明書ファイルを提出できるのか？

A6. ジーニアスノートのフォルダーにある gnz ファイルはパスワードを付けて暗号化されているので、そのままではファイルを開いて中身を見ることはできません。

証拠として証明書ファイルを提出する場合は、楽々登録ソフトで「ファイル（F）」にある、「登録ファイル一覧」の中から必要な存在事実証明書を開いて、その証明書（PDFファイル）をCD-ROM等にコピーし保存して提出することになります。

Q7. 自分の手元にあるソフト(ジーニアスノートと検証ソフト)とデータ(ジーニアスノートフォルダー中の **gnz** ファイル)で日付が客観的に証明できる理由がよくわかりません。

A7. 存在事実証明書を発行する際、証明書ファイル(PDF)に原本ファイルが添付(格納)されます。タイムスタンプ押印に、証明書ファイル(証明書+原本)からハッシュ値が生成され、そのハッシュ値が証明書ファイル(PDF)の署名欄にRSA暗号鍵を用いて証明書ファイル(PDF)に格納されます。ジーニアスノートは、この証明書ファイル(PDF)を **gnz** ファイルとして、PCのマイドキュメントの **Genius Note** フォルダーに保存しています。

PCで日付を検証する場合は、ジーニアスノートにより **gnz** ファイルからPDFの証明書に変換します。そのうえで検証ソフトが、RSA鍵を用いて証明書ファイル(PDF)の署名欄に格納されているハッシュ値(最初に生成した値)を取り出し、この取り出したハッシュ値と、検証時点で再度作成したハッシュ値とを比較して、ハッシュ値が同じであれば改ざんされていないということで、証明書(PDF)の日時及び、原本ファイルが改ざんされていないことが証明できます。

この検証の客観性は、RSA暗号のセキュリティにより担保されています。ジーニアスノートが使っているアマノの検証ソフトはPKI方式としてISO/IEC 18014-2基準に準拠しております。

- Q1.** タイムスタンプは中国での公証の代わりにになりますか。
- A1.** 中国の裁判では、証拠の「原本性」が求められます。そのため、紙で書かれた書面を証明したい場合は、「公証」での保存が必要となります。一方、Web ページやそのデジタルデータの原本ファイルについては、それ自体が原本ですので、これらについてはタイムスタンプを押していただくことで原本性の要件も満たすことができます。なお、紙で作成された書面をスキャナーで読み取ったものについては、もともとの紙の書類はそのまま保管して、スキャナーで読み取ったデータにタイムスタンプを付しておくことで、両者を比較することで改変がされていないことを事実上証明することは可能と考えておりますが、これに関する判例は現状ございません。
- Q2.** 公証人役場の代わりとして使用し、認められた判例がありますか。
- A2.** Web ページに掲載されていた内容を証明した事件としては、利龍湖事件と著作権事件があります。詳しくはジェトロ [平成 22 年度特許庁委託事業] 「中国における先使用権の確保に関する調査報告書」(2011 年 5 月) 「第 2 章タイムスタンプ」をご参照ください。
- Q3.** 利龍湖事件 (2008 年) の概要
- A3.** 模倣品をインターネットで販売した事件。Web ページをキャプチャし、タイムスタンプを押印したものが証拠として採用されました。
- Q4.** インターネット商品写真著作権紛争事件(2010 年)の概要
- A4.** ネットショップに掲載している写真を無断転用した事件。タイムスタンプを押印した商品写真が著作権を証明するものとして証拠として採用されました。
- Q5.** 中国での最近の判例はありますか。
- A5.** 現在、ジェトロ [平成 22 年度特許庁委託事業] 「中国における先使用権の確保に関する調査報告書」(2011 年 5 月) 「第 2 章タイムスタンプ」に掲載されている 2 件の判例しか把握しておらず、今後も調査しております。
- Q6.** ジーニアスノートでは、原本は中国に行くことはありませんか。
- A6.** ジーニアスノートでは、中国へ送信されるのはハッシュ値のみであり、原本ファイルが直接送信されることはありません。

Q7. ジーニアスノートでは、日本と中国オプションを申し込んだ場合は、日本スタンプ 1,000 個+中国スタンプ 300 個まで使えますか。

A7. その通りでございます。

Q8. タイムスタンプ利用の中国以外の事例はありますか。

A8. タイムスタンプ自体は、米国や韓国でも利用されています。韓国では特許庁外郭団体が「営業秘密保護センター」としてタイムスタンプを利用しています。その他各国でのタイムスタンプの事例等については、「先使用权制度に関する調査研究報告書」（2013年3月 知的財産研究所）を参照してください。

Q9. 諸外国でのタイムスタンプの判例はありますか。

A9. 現状把握しておりません。

Q10. 中国のタイムスタンプで同じファイルを再度登録しようとしたらエラーが出ましたが、これはどうしてですか？

A10. 中国のタイムスタンプ発行局が同じファイルに対しては1度しかタイムスタンプを発行しない仕様となっているためです。再度登録される場合は、ファイル名の変更だけでは同一ファイルとみなされますので、内容を少しでも変更していただく必要がございます。

ジーニアスノートFAQ —— 本人確認関連

Q1. 利用者個別の個人認証（本人確認）は必要でしょうか？

A1. 組織・部門でご利用いただく際は、登記簿謄本だけお出しいただければ、個人の認証までは不要です。ラボノートとしてご利用いただく場合には、個人まで認証されることをお勧めします。（ラボノートについては、こちら。）

Q2. ジーニアスノートの利用者の本人確認の説明で「帝国データバンク,セコム等が採用する class 2 レベルの認証を採用」とありますが、具体的にはどのような認証となるのでしょうか？

A2. 帝国データバンク(TDB)のサービスの一つに電子認証サービス CLASS2 と命名されたサービスがあります (<http://www.tdb.co.jp/lineup/ec/index.html>)。

なお、CLASS2 は単なる商品名であって、CLASS1,CLASS3 などランク＝レベルが存在するわけではありません。

帝国データバンクは特定認証業者としてその電子証明書を発行することもできますが、本人確認の比較的簡単な手続きを CLASS2 レベルの認証と呼んでいます。CLASS2 で発行された電子証明書は主として電子契約、電子入札（江戸川区の電子入札のみ）に使われています。

運営者である（株）ジーニアスノートにおけるジーニアスノートの本人確認手続きは、上記 CLASS2 サービスの認証に加えて、証拠書類を一体化してタイムスタンプで保存するという厳格な手続きを採用しています。

（ジーニアスノートの本人確認手続）

1. ジーニアスノートの利用申込書を送って貰う。
2. 本人の運転免許証（裏表）、パスポートなどの身分証明書を送って貰う。
3. 会社に所属されているのであれば、会社の登記簿謄本を入手し、会社が実在することを確認する。
4. ジーニアスノート事務局担当者が 本人に TEL し、生年月日、住所などを聞いて、本人であることを確認する。
5. 本人確認が終わったので、本人をジーニアスノートに本登録し、今から使うことができる旨のメールを送付する。
6. 上記 1. —— 5. の書類を PDF 化して「本人確認書類」として存在事実証明書に格納し、タイムスタンプを押して、証拠保存をしておく。

Q3 本人確認は誰がどこですか

A3. 運営者である株式会社ジーニアスノートが、ご利用されている法人様の登記簿謄本、IDを利用されている個人証明（運転免許証のコピー等）と利用申込書をあわせてタイムスタンプをして保存しております。

このような本人確認の方法は、帝国データバンクのClass 2のサービスと同じやり方となっております。

ジーニアスノートFAQ —— 米国先発明, ラボノート関連

先発明権とは：

2013年3月までのアメリカでは、先に発明した人に特許が与えられる先発明主義が採用されており、特許を取得するには、先に発明したことを証明する必要があります。発明のプロセスや事業化までの経過を時系列で、ジーニアスノートでタイムスタンプを押すことで、それがラボノート（研究開発日誌）となり、先発明の証明をすることができます。これにより、後にアメリカで特許を取得したり、また他人が特許を取得した場合には、それを無効にすることができます。現在では、アメリカも先願主義を採用しています。

ラボノートとは：

アメリカの先発明を証明するために必要な実験ノート。ジーニアスノートでは、付属の「楽々登録ソフト」を使って登録するだけで、自動的にラボノートとして使用できます。（注：「楽々登録ソフト」は、現在では提供しておりません。）

Q. e-ディスカバリーが容易とは

A. ジーニアスノートのラボノート機能は自動でリスト作成をするため、誰が（どの部署で）、どのようなデータが存在しているかを把握することができ、それに関連するデータも簡単に選択でき、余計な文献の翻訳や、リスト作成の手間なども軽減できます。文書の内容の改ざんないことが証明されるため、文書が書き換えられたのではないかという余計な疑義がなくなります。

Q. 開発者にラボノート機能を使わせる場合、どう使わせたらよいか

A. 開発者一人ごとにスタンダードプランのIDを取得していただき、研究成果のファイルに対してタイムスタンプを押していただければ、電子ラボノートとしてご利用いただけます。この場合、オプションとしてIDの登録者を証明するため、免許証のコピーをいただきID利用者の存在を証明することもできます。（本人確認については [こちら](#)）

Q. 電子ラボノートを使っていますが、これをタイムスタンプを絡めることができますか。

A. タイムスタンプを付加することで、内容の改ざんがないこと及びその日時を客観的に証明することができます。既にお使いの電子ラボノートシステムと連

動させることも可能だと存じます。既にお使いのシステムの概要をお聞かせいただければ個別に対応できるものと思います。

Q. ラボノート機能で保存したいものとそうでないものを区分けできますか

A. 社内で一定の基準を創っていただき、タイムスタンプを押すものと押さないものを区分けしていただけます。

ジーニアスノートFAQ —— 楽々登録ソフト関連

注：「楽々登録ソフト」は、2017年3月以前にジーニアスノートの付属ソフトウェアとして提供していたものです。

Q. 楽々登録ソフトの稼働環境

A. 対応 OS: Microsoft Windows(R) 7 / Windows(R) 8 / Windows(R) 10

必要ソフトウェア: Adobe(R) Reader (R) 7.1/8.1/9.2 (日本語版)

Q. 営業秘密の保護

A. 営業上の新しい企画、ノウハウなどの営業秘密をジーニアスノートに登録するだけで、マル秘マークを付けるのと同じ効果があります。さらに、楽々登録ソフトを使うことで、登録されたファイルが暗号化され秘密として保存されます。

Q. 楽々登録ソフトでは、T S A証明書の更新通知機能はありますか？

A. はい。ジーニアスノート「楽々登録ソフト」にはT S A証明書の更新通知機能が搭載されております。「設定」→「再登録期間変更」により更新通知のタイミングを選択することもできます。

以上

株式会社ジーニアスノート (ジーニアスノート事務局)
150-0002 東京渋谷区渋谷 1-17-8 松岡渋谷ビル3F

株式会社ジーニアスノート